

熊本県産牛肉及び取扱指定店設置に関する要領

(目的)

第1条 熊本県産牛肉消費拡大推進協議会（以下「協議会」という。）規約に基づき、熊本県産牛肉の銘柄確立と販売拡大を図るため、協議会が推進する牛肉の名称と定義を決定し、併せて、これらの牛肉の販売拠点として熊本県産牛肉取扱指定店（県産牛肉販売店・県産牛肉利用料理店）を設置するものとする。

(名称・定義)

第2条 協議会が推進する県産牛肉は、「くまもとあか牛」、「くまもと黒毛和牛」、「くまもとの味彩牛」とする。

「くまもとあか牛」は肉質等級2以上の褐毛和種の牛肉、「くまもと黒毛和牛」は肉質等級3以上に格付された黒毛和種の牛肉、「くまもとの味彩牛」はBMS3以上・BCS4以下のホルスタイン種と黒毛和種との交配種の牛肉とする。

なお、いずれの名称についても、12ヶ月以上肥育を行った最長かつ最終飼養地が熊本県内の去勢牛及び未經産雌牛に限るものとする。

(指定店の要件)

第3条 指定店の設置要件は、次の事項を満たしていることとする。

(1) 県産牛肉販売店

- ① 協議会が推進する牛肉を継続して販売すること。
- ② 協議会が推進する牛肉の名称を表示し、牛肉の部位等を明らかにした、公正な販売ができること。

(2) 県産牛肉利用料理店

- ① 協議会が推進する牛肉を使用した料理を継続して提供できること。
- ② 料理技術を有し、適正な価格で消費者に提供できること。

(3) 共通

- ① 指定店として協議会が推進する県産牛肉のPR活動に積極的に取り組む活動及び意志があること。

(指定店の申請)

第4条 協議会規約第4条第3項に掲げる指定店は、次により設置するものとする。

- (1) 指定を受けようとするものは、別に定める「県産牛肉取扱指定店申込書」に、県産牛肉販売計画書を添付のうえ、協議会会員を経由して申請するものとする。
- (2) 指定店の申請があったときは、第3条に定める指定の要件を基準として、協議会運営委員会においてその諾否を決定するものとする。
- (3) 指定店設置を承諾したときは、指定店証等を交付するものとする。

(指定店の遵守事項)

第5条 指定店は指定店証を店頭に常時掲示しておくこと。

(指定の取消)

第6条 指定店が、協議会規約並びに熊本県産牛肉及び取扱指定店設置に関する要領に違反する行為があると認められた場合は、協議会運営委員会の決議により指定を取り消すことができるものとする。

(2) 第7条に基づき委嘱されたモニターが調査する場合は、これを拒んではならない。

(モニターの設置)

第7条 指定店において、協議会が推進する牛肉の流通が適性に行われるとともに、指定店の要件及び指定店の遵守事項が適当であるか調査するため、必要に応じてモニターを設置するものとする。

(1) モニターは協議会会員の職員及び一般消費者の中から会長が委嘱するものとする。

(2) モニターは指定店について調査する。

(3) モニターは調査結果について運営委員会へは報告しなければならない。

(指定店証の返還)

第8条 指定店は、前条及び指定店としての資格がなくなった場合には直ちに指定店証等を返還しなければならない。

(雑則)

第9条 その他指定店設置に必要な事項は、運営委員会で別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成15年2月20日から施行する。

この要領は、平成15年7月28日から施行する。

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

この要領は、平成20年7月22日から施行する。

この要領は、平成23年9月12日から施行する。

この要領は、平成29年10月17日から施行する。